

まちなかアートフェスタ開催委託業務に関する仕様書

1. 業務名

まちなかアートフェスタ開催委託業務

2. 委託期間

契約締結日から令和9年1月31日まで

3. 目的

「まちなかアートフェスタ」は、しいきアルゲリッチハウス県有化や大分県民芸術文化祭などの本県で開催する大型イベントに合わせ、街中での芸術文化イベントを開催することで、芸術文化団体等の発表機会の創出と芸術文化の裾野拡大を図るとともに、芸術文化の持つ創造性や発信力を観光や地域振興にも活かすことを目的としている。

まちなかアートフェスタを円滑かつ効果的に実施するため、イベント内容を企画・提案のうえ、イベント運営について委託するもの。

4. 開催概要

(1) 大分市街地まちなかアートフェスタ

別府アルゲリッチ音楽祭や大分県民芸術文化祭と連携し、県民が芸術文化に気軽に触れることができる街中イベントを開催する。JR大分駅前や商店街等との回遊性を高め、芸術文化や伝統文化の発信力を商店街等の地域活性化に活かす取組とする。

ア 開催日時 令和8年10月17日(土) 11:00～21:00(予定)

イ 開催場所(想定) 大分駅前広場、大分駅南北通路(アミュプラザ入口)、ギャラリー竹町、セントポルタ中央町、大分県立美術館、iichiko 総合文化センター、祝祭の広場

ウ プログラム(案)

(ア) メインステージ公演【大分駅前広場】

- ・別府アルゲリッチ音楽祭関連イベント

別府アルゲリッチ音楽祭公演映像を使用したフィルムコンサート

ゲストによるトークイベント&演奏

(イ) 「アルゲリッチの日」周知用ブースの設置【大分駅前広場】

(ウ) グルメコーナー【大分駅前広場】

(エ) 別府アルゲリッチ音楽祭のパネル展示【大分駅南北通路】

(オ) 芸術、伝統文化に関連したワークショップ(楽器体験等)

(カ) 一般公募を含むステージイベント

【参考】

◎別府アルゲリッチ音楽祭東京公演

日時：令和8年5月23日（土） 開演18：00 終演20：00

会場：すみだトリフォニーホール（東京）

曲目：チェロ・ソナタ第2番ト短調、ヴァイオリン・ソナタ第9番イ長調 op.47
「クロイツェル」、ピアノ三重奏曲第5番ニ長調 op.70-1「幽霊」

◎別府アルゲリッチ音楽祭大分公演

日時：令和8年5月29日（金） 開演19：00 終演21：00

会場：iichiko 総合文化センター iichiko グランシアタ

曲目（予定）：亡き女王のためのパヴァーヌ、弦楽セレナードハ長調 op.48
ピアノ協奏曲第1番ハ長調 op.15

(2) 地域でのまちなかアートフェスタ（全3回程度）

県内の芸術文化イベントにあわせて、県内交通拠点や観光地でミニコンサートなどのアートイベントを開催する。

ア 開催期間 令和8年7月1日～11月30日

イ 開催場所 津久見市、竹田市、さんふらわあクルーズ便

ウ プログラム（案）

（ア）ステージイベント

5. 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。また、業務の実施に当たっては、委託者の意見や意向を反映するものとし、天候等も考慮した計画とすること。

(1) 実施計画書・演出構成等の作成

実施計画書及び演出構成等の作成を行うこと。また、事業を実施するための業務スケジュール、台本及び会場レイアウトなど各種資料等の作成を行う。

ア 大分市街地まちなかアートフェスタ

【大分駅前広場】

（ア）大分駅前広場にメインステージ及びフィルムコンサートが実施可能な大型ビジョンを含む音響設備を設置すること。

（イ）メインステージの規格は、W 9.0m×D 5.4m×H 0.9m 程度とすること。

（ウ）アルゲリッチ音楽祭関連フィルムコンサート（30分程度）及びトークイベント・演奏を実施。

（オ）グルメコーナーでは、大分県の食文化も PR できるような計画とすること。

【大分駅南北通路】

- (ア) 委託者が手配する別府アルゲリッチ音楽祭のパネル展を実施すること。展示のためのイーゼル等（30組程度）の手配は受託者で経費を計上すること。

【ギャラリー竹町】

- (ア) 県が指定する伝統芸能団体2団体のミニコンサート及びワークショップを開催すること。

※出演者への謝礼・旅費は県が別途支払う。

- (イ) ステージイベント出演者の一部は一般公募とし、委託者及び受託者の審査のもと決定する。なお、一般公募での出演者への謝礼・旅費は支給不要とする。

- (ウ) 会場にはステージを設置すること。

※ステージのサイズは委託者と調整のうえ、設定する。

【セントポルタ中央町等】

- (ア) ステージイベント出演者の一部は一般公募とし、委託者及び受託者の審査のもと決定する。なお、一般公募での出演者への謝礼・旅費は支給不要とする。

- (イ) 他会場におけるステージとしては、W7.2m×D3.6m×H0.3m程度のステージを設置すること。

【共通事項】

- (ア) 商店街でのイベント開催に係る道路使用許可等の必要な申請手続きは委託者が行うこととする。

- (イ) アルゲリッチ音楽祭や県内の芸術文化の魅力が伝わる企画の独自提案を検討すること。

- (ウ) 各会場間の回遊性を高める企画やエンタメ要素を含む会場の賑わい創出のための企画の独自提案を検討すること。

- (エ) 管楽器、弦楽器ほか、屋内外での使用に配慮すること。

イ 地域でのまちなかアートフェスタ

(ア) 全3回程度実施することとし、大分県民芸術文化祭、しいきアルゲリッチハウス県有化などの県の文化芸術の周知等の要素を踏まえ、集客が期待できる計画とすること。

(イ) 以下の内容によるイベントを開催するとともに、独自提案を検討すること。開催時間は、おおむね1時間とするが、会場ごとに調整する。

I 津久見市、竹田市でのまちなかアートフェスタ

開催日等 令和8年9月1日～11月30日の期間中1日

会場 津久見市、竹田市

連携行事 各地域イベントとのスケジュール調整を行うこと

II さんふらわあ船内でのまちなかアートフェスタ

開催日等 令和8年11月15日(日)

会場 さんふらわあ船内(大阪～別府)

備考 委託者が設定した日程における昼の瀬戸内海カジュアルクルーズによるさんふらわあ特別便での開催で調整すること。

※商船三井さんふらわあと委託者で開催日調整済み。

(2) 開催までの事前準備・管理業務

ア 実施計画書等に基づき、委託者と調整を図り、実施に向けた事前準備・管理業務を行う。なお、業務の進捗状況を管理し、円滑に業務を遂行すること。

イ 緊急時に対応するため、緊急時の体制及び連絡網の整理、スタッフへの周知徹底を行う。

ウ 事業の実施に必要な関係機関への許可申請等の手続きに関する業務を行う。

エ 本事業にかかる保険への加入手続き及び保険料の支払い等に関する業務を行う。

(3) イベント周知業務

本事業に関する情報発信および周知活動について、以下の方法についての広報を提案すること。

ア イベント周知広報用チラシ・ポスター・リーフレットの作成

イ SNS等への掲載及び定期的な更新

ウ 広告出稿(TV、ラジオ、新聞など必要に応じた媒体の選定)

広報用媒体を作成する場合、デザインについては委託者と協議のうえ、効果的な周知広報に資するものとする。なお、デザインについては予算の範囲内で専門の業者等に再委託してもよい。

(4) ステージ制作・演出・進行等業務

実施計画及び演出構成内容等に基づき、事業に係る各会場のステージ制作や演出、手配・調達、調整及び進行等業務を行う。

ア 大分市街地まちなかアートフェスタ

ステージ、動画を放映するビジョン、音響設備そのほか演出に伴うブースや機材などを設営、運用、撤去すること。

なお、ビジョンについては、動画等を放映する上で支障がない場合はスクリーンでも可とする。

イ 地域でのまちなかアートフェスタ

ステージ、音響設備、そのほか演出に伴う機材などを設営、撤去すること。

(5) 出演者関係業務

ア 県が指定する出演者、団体及び受託者の選定による出演者・出演団体については出演者への連絡調整、準備、管理等業務を行うとともに、出演者の移動や楽器等の運搬などに係る手配、調整等業務を行う。

イ 一般公募による出演者、団体については、出演者への連絡調整、準備、管理業務を行う。公募による出演者の謝金、旅費は不要とする。

(6) リハーサル実施業務

事業に係るリハーサルが必要な場合は、出演者等への連絡調整、準備、実施に係る業務を行う。

(7) ワークショップ等関連業務

ア 実施計画書等に基づき、ワークショップ、グルメコーナーに関する企画提案、調整、準備、実施を行う。なお、実施内容等については、委託者と調整の上、決定する。

イ 大分市街地まちなかアートフェスタにおいては、ワークショップブース（楽器体験、書道等）の設置、伝統文化体験コーナーの設置、グルメコーナー8店舗程度とする。

(8) 会場設営・撤去等業務

ア 実施計画書等に基づき、会場の手配、設営撤去、機材・備品等の搬入出・設置・調整、装飾、会場管理及び付随する業務を行う。

イ 交通規制に関する調整、準備、実施及び付随する業務を行う。

ウ 事業終了後は、適正に撤去・搬出を行い、現状復帰をすること。

エ 設置、撤去に当たっては、会場の構造、形状を損なわないように十分配慮するとともに、警備員やスタッフの配置、必要な養生及び安全対策を行うこと。なお、設営・撤去及び搬入出の際に生じた器物破損、損傷等の修復については、受託が対応、費用負担すること。

(9) アンケート実施業務

参加者・来場者に対してアンケートを実施し、回収のうえ集計を行う。なお、アンケートの原稿作成は委託者が行い、受託者は必要部数を印刷または電子データ（二次元コード等）にすること。

(10) 記録業務

事業の実施状況などを映像・写真で記録すること。

(11) 報告業務

本事業終了後、事業の実施状況や運営状況等について、業務報告書を作成し、業務完了の報告を行うこと。

(12) 上記のほか、本事業の準備・実施に当たり、必要な業務を行う。

6. 仕様の変更

本事業内容に係る仕様書記載事項について。今後、状況に応じて変更せざるを得ない場合は、その仕様の変更柔軟に対応すること。なお、その場合は下記の点に留意すること。

(1) 委託金額の範囲内で対応すること。

(2) 仕様変更により、委託金額の減額となる場合があること。

7. 成果物の納品

以下のものを納品すること。

(1) 成果物

ア 業務報告書（A4版で簡易製本し、写真等は適宜カラー印刷とする。） 5部

イ 業務報告書のデータを記録した電子データ（DVD） 1枚

ウ 事業記録電子データ（DVD）

エ アンケート集計データ

(2) 納期

令和9年1月31日

(3) 納品場所

大分県企画振興部芸術文化振興課

8. 著作権

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納品される成果物について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。
- (5) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

9. 契約に関する条件等

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の業務を含む。

10. 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託者より貸与された資料及び成果物については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

11. 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。